

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

○古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（確認等の義務を免除する古物等）</p> <p>第十六条 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める金額は、一万円とする。</p> <p>2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。</p> <p>一 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（ねじ、ボルト、ナット、コードその他の汎用性の部分品を除く。）を含む。）</p> <p>二 専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物</p> <p>三 光学的方法により音又は影像を記録した物</p> <p>四 書籍</p>	<p>（確認等の義務を免除する古物等）</p> <p>第十六条 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める金額は、一万円とする。</p> <p>2 法第十五条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める古物は、次の各号に該当する古物とする。</p> <p>一 自動二輪車及び原動機付自転車（これらの部分品（ねじ、ボルト、ナット、コードその他のはん用性の部分品を除く。）を含む。）</p> <p>二 専ら家庭用コンピュータゲームに用いられるプログラムを記録した物</p>